

鳥取県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

湯梨浜町

2 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画下水道事業 湯梨浜町公共下水道

(変更前 東郷都市計画下水道事業 東郷町公共下水道)

3 事業施行期間

昭和52年12月16日から平成26年3月31日まで

(変更前 昭和52年12月16日から平成21年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分

湯梨浜町大字藤津字向田及び字流田の各一部、大字田畑字走り出の一部並びに大字別所字隅田及び字戸井ノ口の各一部

(2) 使用の部分

追加する部分

湯梨浜町大字田畑字高柳の一部